

令和7年度 第1回 松戸市景観審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和7年5月26日(月) 10時00分から11時00分まで
- 2 場 所 松戸市役所 新館5階 市民サロン
- 3 出席委員 池邊 このみ 会長
阿部 貴弘 委員
田邊 学 委員
宇津宮 巨一 委員
入江 和彦 委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍 聴 者 なし
- 6 事 務 局 街づくり部 小倉部長
都市計画課 中野課長 他担当者7名
- 7 議 題 議題 松戸市景観条例第17条第1項第1号に基づく景観計画の変更に
係る調査審議事項について(公開)
「松戸市景観計画」改定について
報告事項 令和7年度の「松戸市景観表彰」について
- 8 配布資料 松戸市景観審議会委員名簿
次第
資料1 (説明資料)「松戸市景観計画」改定について
資料2 松戸市景観計画(たたき台)
資料3 第13回 令和7年度 松戸市景観表彰
- 9 会議経過 開 会

閉 会
- 10 議 事 録 別紙のとおり

令和7年度 第1回 松戸市景観審議会 議事録

事務局 菊地補佐)

定刻となりましたので、「令和7年度 第1回 松戸市景観審議会」を開催させていただきます。

本日の進行役を務めます、審議会事務局の都市計画課の菊地と申します。

よろしくお願いいたします。

それでは、お手もとの次第に基づきまして進めさせていただきます。

開催にあたり、街づくり部長よりご挨拶申し上げます。

街づくり部長、よろしくお願いいたします。

<松戸市街づくり部長の挨拶>

街づくり部長の小倉でございます。

本日は、お忙しい中、令和7年度 第1回松戸市景観審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

昨年度、委員の皆様にご助言いただいた「松戸市景観計画」の改定に向けた検討につきましては、令和7年3月に「松戸市景観計画 改定たたき台」をとりまとめたところでございます。

本日は、とりまとめた内容についてのご報告と、景観計画改定の内容を広く市民に周知し、意見などを募集するために実施を予定しておりますオープンハウスの実施計画（案）をお示ししますので、委員の皆様の忌憚ないご意見を賜りますと幸いです。

今後とも、本市景観行政の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からのご挨拶といたします。

事務局 菊地補佐)

ありがとうございました。

議事に移る前に、事務局よりご報告させていただきます。

本日の審議会でございますが、審議会委員5名全員のご出席をいただいております。

従いまして、松戸市景観条例等施行規則第18条第2項に基づきます、開催要件「委員の過半数の出席」の規定を満たしておりますので、本日の審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の会議は、審議会の議事録作成のための補助資料として録音させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。議事録の確認・署名につきましては、名簿順の輪番制により「池邊会長」をお願いいたします。

また、本日の議題の審議にあたり、松戸市景観条例等施行規則第18条第4項の規定によ

り、当該計画の改定業務の委託業者である八千代エンジニアリング株式会社の担当者にご出席をいただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

報告は以上となります。

それでは、この後の進行につきまして、池邊会長、よろしくお願いいたします。

池邊会長)

これより議事の進行を務めさせていただきます。

審議会に先立ちまして、会議の公開について確認をいたします。

当審議会は、松戸市景観条例等施行規則第18条第5項の規定により、「審議会の会議は公開を原則とする、ただし、審議会において会議を公開しないと認めたときは、この限りでない」としてありますが、公開の可否を確認するにあたり、本日の議事について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 菊地補佐)

審議会の議事についてご説明いたします。

本日の議事は、議題 松戸市景観条例第17条第1項第1号に基づく景観計画の変更に係る調査審議事項について 「松戸市景観計画」改定について、報告事項 令和7年度の「松戸市景観表彰」についてとしております。

併せて、配布資料について確認をさせていただきます。資料といたしまして、1.松戸市景観審議会委員名簿、2.次第、3.資料1（説明資料）「松戸市景観計画」改定について、4.資料2 景観計画（改定たたき台）、5.資料3 第13回 令和7年度 松戸市景観表彰となります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

池邊会長)

以上、事務局が説明したとおりの議事となります。

本日の審議会は公開とさせていただくことで皆さまご異議はございませんでしょうか。

委員)

(異議なし)

池邊会長)

ご異議がないようですので、本日の会議は公開とさせていただきます。

それでは、公開の議題における傍聴人について、事務局に報告を求めます。

事務局 菊地補佐)

本日の傍聴の申し出について、報告いたします。

本日の審議会については、会場の広さを考慮し、定員を 10 名で設定させていただきました。傍聴の申し出は、ございません。

池邊会長)

事務局からの報告のとおり、傍聴の申し出はありませんでした。

それでは、議事にうつります。議題「松戸市景観計画」改定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 藤島主事)

都市計画課の藤島です。「松戸市景観計画」改定について、ご説明いたします。

はじめに、昨年と同様に令和 8 年度の改定までの流れと今回の審議会における段階をお示しいたします。

今年度、審議会に諮る内容は、昨年度、保留とした事項の修正案及びオープンハウス・地元協議の開催方法のご提示、これまでの審議会内容及び市民からのご意見等を反映した計画の改定・条例の改正、またこれらに伴う運用方法の検討を予定しております。

今回の審議会では、昨年度業務で取りまとめた景観計画たたき台をご提示いたします。また、課題としていた内容について修正案をお示しします。この他改定内容を周知し広く意見を伺うためのオープンハウス・地元協議の開催方法、運用方法の検討について、改定までのスケジュールをご提示いたします。

なお、ご提示するたたき台の写真については、現在精査中のため、暫定的なものであることを申し添えます。それでは、本日の内容についてご説明いたします。まずは、目次をご覧ください。

まず、令和 6 年度の主な保留事項として、1. みどり、(1) 在来種や郷土種を活用した景観への配慮について、(2) 行為の制限の基準について、2. 屋外広告物、(1) 新拠点ゾーンの追加、(2) 駅前特定区域の設定、続いて、令和 7 年度の検討事項として、3. オープンハウス、4. 地元との協議、5. 運用方法の検討、6. 今後のスケジュールとなっております。

それでは、昨年度の「たたき台」において、保留とした事項よりご説明いたします。

1. みどり(1) 在来種や郷土種を活用した景観への配慮について、緑化を行う際の植栽の選定について、昨年度の審議会での先生方のご意見を踏まえ、配慮事項として「緑化を行う際の選定は、周囲の自然環境との調和や生物多様性を考慮し、在来種や郷土種を活用して景観に配慮する」ことを定めます。

具体的追記箇所については、資料 2 のたたき台をご覧ください。26、31、36 ページ、全市街地の形態意匠等の配慮事項に、「樹種の選定にあたっては、周囲の自然環境との調和や生物多様性を考慮し、在来種や郷土種などを活用して景観に配慮する。」と追記しました。

また、郷土種等を活用した景観への配慮を求めるところから、運用上の指導方法についても検討していきます。

続いて、(2) 行為の制限の基準について、行為の制限の基準に生態系を破壊する特定外来生物及び松戸市なし赤星病防止条例で定められた区域内では、びゃくしん類を使用しないこと、また、本市の風土に適した樹種を用いることを基本とすることを定めます。

具体的追記箇所については、資料2のたたき台をご覧ください。48、49ページ(1) 建築物の形態意匠の制限 表 外構等の項目・の1つ目、(2) 工作物の形態意匠の制限 表 緑の項目の・の1つ目、(3) 開発行為の制限 表 ・の3つ目に共通の事項として「樹種の選定にあたっては、生態系を破壊する特定外来生物及び松戸市なし赤星病防止条例に示すびゃくしん類を使用しないこと。また、地域の風土に適したものをを用いることを基本とすること。」と追記しました。

柏市の事例として、景観計画で定めたものではございませんが「緑化計画の手引き」において作成している、郷土種・植栽候補一覧表を参考までに載せております。松戸市の景観計画においても、具体的な樹種の記載はせずに、全市街地に在来種や郷土種を活用した景観への配慮を求めるまでにとどめ、今後、本市の在来種や郷土種についてどこまで定義づけができるかについてみどり関係部署と協議を進めていきます。

続きまして、2. 屋外広告物、1のみどりと合わせ昨年度保留としました、松戸駅周辺の屋外広告物型 景観形成重点地区について明確に範囲を示すとともに、より分かりやすい表現となるよう名称を整理しました。

(1) 新拠点ゾーンの追加、景観形成重点地区に追加予定としていた新拠点ゾーンについて、広告物を主に掲出するのは、店舗の多い商業エリアであることから広告物の乱立を防ぐ必要があると考え、都市計画法上の商業地域の一部を追加することといたします。追加範囲は図右下の赤点線部分です。

続いて、(2) 駅前特定区域の設定、仮称「重点エリア」及び駅前周辺エリアについて、地区内の特定の区域を示すものとして、それぞれ「駅前特定区域」「駅前広場周辺区域」と名称を定めます。また、各区域について明確な範囲の定義づけを行います。

計画改定たたき台の44ページをご覧ください。駅前特定区域及び駅前広場周辺区域の範囲について、具体的な道路名称を追記するなど明確化しました。これらの修正に伴いまして、たたき台の60、61ページについても合わせて修正しております。

続きまして、3. オープンハウスの開催方法等について、説明します。集客の見込まれる複数の会場・日程で開催し、広く市民に周知・意見募集を行います。

会場は、キテミテマツドのアートスポット松戸、ひがまつテラスの東松戸支所会議室、テラスモール松戸のこもれびステージ、21世紀の森と広場のパークセンターです。

日程は、各会場1日、計4日間の6月下旬～7月上旬の土日です。

続きまして、オープンハウスの開催内容についてご説明いたします。パネル展示や映像を投影し、計画の改定内容と合わせて、松戸市のこれまでの景観形成の取り組みとして景観表

彰の作品等を紹介します。

また、景観の啓発活動として、今年度開催の景観表彰の作品募集の周知も行います。参考に、これまでに行った展示等を載せております。オープンハウスでは、A1サイズのパネル20枚程度と映像投影を予定しております。

続きまして、オープンハウスの開催内容として、アンケートを配布し、計画の改定に関する意見や今後の松戸市の景観形成に向けた取り組みについて意見募集をします。10問程の設問を設け、昨年度のアンケートのような現状の課題に対する問いではなく、みどりや屋外広告物等のどのような改定事項に賛同を得られたのかを図るものを予定しております。

このほか、本市の景観啓発イベントとして、簡単なクイズやかかるた作成等の来場者が満足するような仕掛けを検討しております。参考に、アンケートイメージと啓発イベントのイメージとして、千代田区の子供向けに作成した景観クイズ等を載せております。

続きまして、4.地元との協議について、今回の審議結果を踏まえたオープンハウスで提示する修正版の「たたき台」ができ次第、オープンハウスと同時進行で地元関係者との協議を行います。

協議対象は、これまで重点地区指定に向けヒアリングを実施した団体等に対して予定しております。現在予定している具体的な団体については、表に示すとおりです。広告事業者として、千葉県屋外広告物美術協同組合、商業関係者として、松戸駅周辺活性化推進協議会、松戸駅東口商店会、キテミテマツド・アトレ・プラーレ・イトーヨーカ堂等の主要商業施設、地元関係者として、坂川周辺で活動を行っている松戸宿坂川献灯まつり実行委員会、屋外広告物の適用範囲の変更に伴い協議対象となることから聖徳大学を予定しております。

続きまして、5.運用方法の検討について、改定に伴う運用方法の検討を行うため、近隣市及び先進的に景観形成に取り組みをされている自治体に照会を行っています。具体的な照会内容は枠内に示しております事項です。今後これらの照会結果を基に、改定内容と合わせて運用の見直しを検討していきます。

地元との協議結果及び、運用方法の検討内容につきましては、次回以降の審議会で改めてお示しいたします。

最後に、今後のスケジュールについて説明します。今年度の景観審議会は、8月下旬に第2回、10月上旬に第3回、2月上旬に第4回の計4回、枠内に記載の事項についてご審議いただく予定です。

また、景観計画の改定に際しては、景観法上、都市計画審議会に意見を伺うことが定められておりますため、8月中旬の都市計画審議会にてご意見を伺う予定になっております。そのため、次回の審議会では、オープンハウス及び地元協議の報告、これを受けてのたたき台の修正、運用方法の検討、都市計画審議会からのご意見の報告を予定しております。

説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

池邊会長)

ありがとうございました。

前回までのご意見に基づいた内容の修正並びにパネル展示や、アンケートにつきましても、より多くの来場者の方々が興味を持ってくれるような、工夫をするというようなお話が説明されたかと思います。

今の内容についてご質問、ご意見いかがでしょうか。

田邊委員)

今回資料の4ページのところで、植物の樹種、郷土種や在来種を活用するということが位置付けられたのはとてもいいことだと思うんですけども、この中に松戸市なし赤星病防止条例に示すびゃくしん類を使用しないことというのが記載されていますけれども、この条例は、地区を限定し、びゃくしん類を使用しないことを位置付けているわけですが、今回この景観計画の中では、全市の行為制限の中にこれが入ってしまっているので、ちょっとそれがわかりにくいのではないかと。今、口頭で（議事の）説明をされたときは、松戸市なし赤病防止条例に示す区域内ではという言葉が入っていたんですけども、それが入っていないと、これが全市でびゃくしん類が使えないということになってしまいかねないので、誤読を防ぐような工夫が必要ではないかなというふうに思います。

あと少し細かいことなんですけれども、景観計画案76ページの景観拠点地区について、それぞれの説明を新たに入れていただいたのはいいんですけども、後半の論調というか文章は全く同じものが並んでいるので、こういう書き方をするのであれば、区域の特徴だけを示して、終わってもいいのかなというふうに思います。

もう1つオープンハウスについてなんですけども、工夫していただいているようにお見受けいたしましたけれども、こういうところに参加する方が何をもって満足感を持って帰っていただけるかという、どんなものでもいいですけども簡単なお土産のようなものがあるといいですね。例えばお子さんに来てもらいたかったら缶バッジのようなものでもいいですし、例えば他都市でやった例で言うと、自分で書いたトートバッグを持ち帰れるとかですね。あと板橋区の例でいうと下町の商店街でうちわに墨でこういうまちになって欲しいということを書いてもらって、それを写真で1枚取ってもらって、それも持って帰れるというような工夫とかですね。ちょっとこれからオープンハウスまではあまり時間がないうちなので、どれくらいできるかっていうことなんですけれども、例えばこれ夏休みのスケジュールと合ってるんだとすると、これを1つ何かやって学校に提出できる宿題の種になるとかですね、そういうことがとても実は重要で、そのことで景観の裾野が広がっていくことがあるので、何かごく簡単な例えばしおりとかそういうものでもいいんですけども、その場で感じたこととか見たこととか、持って帰れるようなものができるといいかなというふうに思います。私から以上です。

池邊会長)

ありがとうございました。

非常に貴重な３点いただいたかと思います。特に最後のものは、そういうお土産があるとそれが写真に撮られてインスタグラムなどのSNSで情報に流れていくと、見に行ってみようかなとか子供がここ行ってみたいとか。子供に釣られて、実際には内容は景観計画を見に来るというようなこともあるかと思いますが、その辺も配慮していただければと思います。

今の３点について事務局よろしく願いいたします。

事務局 山下主査)

事務局都市計画課山下と申します。

最初の松戸なし赤星病防止条例のところですが、誤読の可能性があるということでこの部分は修正させていただきたいと思います。

続きまして７６ページの景観拠点の説明ですが、こちらの内容はもともと都市計画マスタープランに記載の各地域の動向を載せているのですけれども、ご意見いただいたように景観計画にそのまま載せることが適切なかどうかというところはもう一度検討させていただきたいと思います。

池邊会長)

特に歴史的景観拠点や住宅地、それぞれ小金原や常盤平はアイデンティティがもともとある地域ですので、都市計画ではそうかもしれませんが、景観的には先ほど田邊委員がおっしゃったように、そういうアイデンティティを活かした景観づくりに努めてくださいとか目指しますっていうような、それぐらいいいと思いますので、できればその地域ごとのアイデンティティを出していただけるといいかなというふうに思います。農地のところなどはそういうものが入ってると思います。よろしく願いいたします。

他にご意見いかがでしょうか。阿部委員、お願いします。

阿部委員)

たたき台の４４ページの、景観形成重点地区の設定ラインなんですが、おそらく基本構想のラインを踏まえて引いてらっしゃるんですね。概ね通りの両側が入ってますんで、屋外広告物をターゲットとする場合にはやっぱり通り両側を入れて欲しいと思うんですが、西側の南の方の一部が通りの片側しか入ってないのは、ここはもうそもそも屋外広告物が出ていないだとか、何か意図があるのか、上位計画ではこうなってるんでしょうけども屋外広告物とすると片側も出されちゃうともうそれでせっかくやっているのにつてことになるんです。もし何か意図があるのであれば、これで構わないと思うんですが。いかがでしょうか。

事務局 山下主査)

こちらにつきましては基本計画の区域をそのまま載せている部分がありますので、実態に合わせて、こちらの通り両側入れるということも考えられると思いますので、検討させていただきます。

池邊会長)

両側入らないと片側だけ規制されて片方が派手なものが出ていると通りとしてやはりよくないのでぜひよろしくお願いします。

他にご意見ございますでしょうか。

宇津宮委員)

パワーポイント資料10ページ、地元との協議というところで、関係業者さんということで団体がいくつか出ていますが、地元の関係者という定義について教えていただければと思います。結局いろんな方に余りにも広く話を聞いてしまうとまとまるものもまとまらないということもありますが、その辺を踏まえてこういう形で選考されてるとかと思いますが、今予定というふうに書かれているかと思うため、その辺についてちょっと教えていただければと思います。

池邊会長)

事務局お願いいたします。

事務局 山下主査)

協議先ですが、まず地元関係者の松戸宿坂川献灯まつりの実行委員会、こちらにつきましては、今回景観計画の改定において景観重要公共施設の河川の方に坂川散策路の整備が関係してくることから、この経緯についてご説明したいというふうに考えております。

その他の団体につきましては、今のところ松戸の重点地区の指定に関して、漏れのないようにカバーできるようにということで、今挙げている団体の他に、町会や商店会のうちお示ししたこの団体入られてないところ、そこに説明できればというふうに考えております。

宇津宮委員)

今後予定が増えることもあるということですね。

事務局 山下主査)

はい。

池邊会長)

なかなかこういうところは宇津宮委員がおっしゃられたように、またご意見も出てくるということで合意形成が図られにくいのかかもしれませんが、今回地域指定をしますので、地域指定の中に自分たちの商店会などが入っているということをご認識いただいて、何らかの形で塗替えや大規模修繕などするときに、ご配慮いただくというようなご協力を呼びかけるということになるかなと思います。

入江委員いかがでしょうか。

入江委員)

地元関係者の松戸宿坂川献灯まつり実行委員会、これはですね、昨年かわまち大賞を受けてますので、今後数年にかけてそこら辺を大きく変えていきたいという意思がありますからいいのかなと思ってます。

商業関係者、松戸駅周辺活性化推進協議会、これについてもイベントを打ってるところで。東口商店会の他に地域内にですね、商店街3つ4つあるんですが、やっぱり絞るという意味ではやむを得ないかなと思ってます。

それから、今まで主要商業施設、キテミテマツド、アトレ、プラーレ、それからヨーカドーとありますけれども、意見聴取は今までやったことはあるんでしょうか。

事務局 山下主査)

令和4年度に松戸駅周辺の屋外広告物景観ガイドライン、こちらを定める際にヒアリングを行っております。今回挙げた事業者はこのときにヒアリングを行ったところが対象となっております。

入江委員)

わかりました。これは重点地区ということでこの団体を選んできたいと思うんですが、重点地区以外の意見の聴取は考えてないでしょうか。

事務局 山下主査)

重点地区以外につきましては基本的にはオープンハウス及びパブリックコメントという形で、市内全域を対象とした意見聴取を考えており、団体に関しては千葉県屋外広告美術協同組合が市内全域の屋外広告物に関わるようになりますので、こちらで周知という形をとらせていただきたいと思いますと考えております。

池邊会長)

わかりました。他によろしいでしょうか。

対応については、現在大体このたたき台の赤字で直しているところが今まで皆さんのご

意見をいただいて直したところになりますので、このような感じでよろしいかと思いますが大丈夫でしょうか。

（今まで数回審議を重ねて修正を行ってきたところですが）他に何かございますでしょうか。新拠点ゾーンなんかは一般市民の方も認識してらっしゃるのでしょうか。そうでもないような気がするんですけども。何でここが新拠点ゾーンになるのかなってというのは、何か説明が必要なのかなと思います。

この景観計画の中身とはちょっと違うんですけど、今日私はあえていつも正面（の通り）から市役所に来るんですけど、わざと向こうの車の通りじゃない方から回ってくると、やっぱり市営駐輪場の1階は白いんですけど、2階がもう錆びていてなんかもう使ってないかのように見えて、そこを通って市役所に行くと、今度は、市役所も改めて見上げると時計台もすごく汚い感じに見えるので、この間も新市庁舎も後何年ぐらいになりますでしょうかとお聞きしたんですけど、もう数年後と言うんだったら、ペンキ代も倏約してやり直さないよってというのはあるかもしれないんですけど、やっぱり市役所ってというのは、皆さんが来るところで古いからこそ、維持保全のところをせめてペンキの塗替えとか、時計台やっぱり中心にぽんと見えるんですよ。ですけど、あれなので、ぜひ新市長さんにお話して何か要するにあと10年近く、新市長さんがここで業務なさっていくとしたら、やっぱり何か新しい市役所もちょっと綺麗、中庭とかもそうですけどね、何か綺麗になったなっていう雰囲気がある程度いいかなと思いますので、ぜひそのあたりはやっぱり全域に呼びかけて、市役所そのものが、景観的に市役所とか市役所の直前にあるその公共の駐輪場とか、デッキの方はなかなか難しいという話は聞いてますけれども、駐輪場の特に2階の塗替えぐらいだったらそれほどの予算でもないと思いますので、ぜひあの辺りやっぱり新しい住民が住民票を出しに来るときにこんなところなのっていう何か寂しい感じになってしまうのはとても残念かなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

他にございますでしょうか。事前に資料も配布していただいて、重々目を通していただけているかと思うので、もし何かありましたときには、例えば今週中とかであれば意見を出せるとか、締め切りはいつまで大丈夫でしょうか。

事務局 山下主査)

直近でこちらの資料を市民に公開するのはオープンハウスとしておりますので、オープンハウス開催前までにご意見いただければ、できる限り検討させていただきたいと思っております。

池邊会長)

たたき台の方は、細かい表示がたくさんありますし、写真を付け加えていただいた部分もございますので、その辺で何か気になる部分、特に難しいのは写真なんですよね。写真で入っているとこれがいいものだっていうふうに市民に対して思われる。

例えばちょっと気になったのが、28ページの各店舗のコーポレートカラーの面積や位置を統一したビルっていう感じで、何か赤い色々なものが中にかなり大きく見えているのでこれがおすすめ事例だと言われてしまうと、これ内側から貼るものはなんでも良いというかなかなか規制ができないじゃないですか。表面に出てくるものは、一応規制対象ですけども。窓ガラスの中から貼るものについては規制ができないので、そういうようなチェックも最終的にやっていただいて、ここにこういうふうに出てくるからいいじゃないかっていうふうに、やっぱり業者さんとしてはそういうふうに使われると思うので、その辺写真の選び方などについては、もう1回十分な検討をしていただければと思います。他にたたき台に限らずございますでしょうか。

本日の議題については以上のようなのですが、他に、事務局の方から報告事項はございますでしょうか。

事務局 平川主任)

都市計画課 平川です。

資料3、第13回令和7年度の景観表彰についてご説明します。

今年度の景観表彰は、公募により開催します。今回は、過去の開催で応募件数が少なかった、小金地区と東部地区を重点地区に設定しています。

次に、審査の具体的な流れをご説明します。まず、1次選考は応募されたものについて、庁内各部署で法定チェックを行い、市役所庁内における表彰候補の確定を行います。その後、2次選考では専門家に審査を依頼し、点数化を行います。そして、最終選考では、景観審議会において受賞者を選出し、これをもとに最終決定を行います。今年度の表彰についての説明は以上となります。

池邊会長)

ありがとうございました。昨年は956件と多く集まりましたが、今まであまり応募のなかった地域を重点地区として、なるべくそこから上がるようにということで、そこは何か呼びかけとかもするのでしょうか。

事務局 山下主査)

景観計画でお示したオープンハウスは、今回の景観表彰が小金地区・東部地区を重点地区にしていることもありまして、その地域をカバーするような場所で開催する予定になっています。

テラスモール松戸は小金の方、ひがまつテラスは東松戸駅周辺の方がいらっしゃるということで、そこでの募集もかけていきたいと考えています。

池邊会長)

そこにも、過去の景観表彰は載せるのでしょうか。

事務局 山下主査)

パネル展示に過去の景観表彰を載せる予定です。

池邊会長)

わかりました。それであれば、こういうのであれば応募できるのかなと思ってくださるといいますけれども。住民の方は足を運んでくださっても、事業者の方が足を運んでくださることが難しいので、ぜひ、事業者の方々にも呼びかけられるようなことをできればと思います。また、小金や東部の地区ならではとか、そういうことをできればと思います。

何か皆さんからご意見ございますか。なかなか難しいとは思いますが。

田邊委員)

新築で事業物件でないと応募できないという先入観があるので、なるべくそういう先入観を払拭していただくようなアナウンスの仕方っていうのが大事なかなというふうに思います。例えば、戸建住宅地なんだけれどもみんな頑張って植栽やってますとかですね、もう少しハードルを下げて、応募の裾野を広げていくような方向に進んでいかないと、回を重ねるごとに、公募の場合は応募件数が減っていきますので、応募が減っていくことに対する対策を何か考えていかないといけないかなというふうに思います。

池邊会長)

そうですね。過去にも戸建住宅もみんな区画整理型というか、大規模な何10戸とかいうのばかり出てきて、それが表彰になったものもあるんですけども、本当に既存のところで、みんな頑張っているっていうような、地域の景観に寄与してる活動みたいなものも対象なんだっていうことを、広く知らしめられるような、今回の鋼板塀なんかはその1つの事例かと思うんですけども、必ずしもマンションや新しい住宅地開発、物流施設、商業施設じゃなくてもいいんだっていうようなこととか、あと商店街で花を植えたり、フラグシップみたいなのをやったりとか、あと坂川なんかのところも、そういう地域でやられる活動なんかも出していただけるといいかなと思います。

地域の活動みたいなものは、年間を通じてじゃないといけないんですけど。

事務局 山下主査)

年間を通してではなくても大丈夫です。

池邊会長)

そうですね。だから坂川とか、こういうイベントをやったとかいうところでもいいかなというふうに思います。ぜひそういうところも、川とか、田園空間とか、そういうところも含めての景観も対象になるっていうふうなことで、考えていただくといいかなと思いますので、ぜひそのあたり含めて、お願いいたします。

他に何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

田邊委員)

松戸市内の過去の案件だと、小規模から中規模ぐらいの住宅地の開発で、綺麗に整ったものができたという事例がいくつかあったと思うんですけども、ああいうときに、デベロッパーさんはもちろん、デベロッパーさんだけでなく、そこにお住まいの方々をお招きして、市長から一言ごあいさつされると、住んでる方にとっての誇りにもなるので、こういうことがあるんだっていうのを感じていただけるのではないかなというふうに思います。他都市でそういう事例があって、平日の昼間なので、あんまり来ないかなというふうに思っていると、実はかなり出席率が良くて、やはり自分が選んだ町がそういう価値のあるところなんだってことを再認識していただくことも、景観の裾野を広げていく1つの手だてになるのかなというふうに思います。

池邊会長)

あと、古民家というほどの古民家は、松戸市内には少ないとは思いますが、そういうもののリニューアルのようなものの事例も、今全国的にそういうものが流行っていて人気で、若い人がそういうところに住みたいとか、或いはそういうところでカフェやアート活動だとかそういうものをやりたいっていう人たちが増えていますので、ぜひ、そういうものも含めて、やっていただけるといいのかな。

要するにリニューアル物件でもいいっていうような感じ。テレビだとビフォーアフターとか何かやってますが、やっぱりああいうものっていうのは、何かこう、地域にとって、景観ってやっぱり隣近所にとっても、そこが綺麗になることによって、全体の地域の力だとか、そういう路線価だとかそれにも資産価値にも反映するようなものだと思いますので、ぜひそういうリニューアルや古民家改修みたいなものも対象にしていただけるといいのかなと思います。松戸の宿場の景観は時すでに遅しのところがありますけれども。

入江委員)

例えばみどりと花の基金等では、里山の支援とか、花壇の支援とかやってるんですかそれも対象にはなるんでしょうか。

池邊会長)

なります。結局、お金とかの支援をしても、それを育てていただくのは一般市民の方ですから。それが、ただお金を支援したっていうだけではならないですけども、それが綺麗に咲いていて、地域景観として評価できるものであれば十分評価対象になります。

入江委員)

頑張ってる団体もありますし、ぜひ商業系でいえばやっぱりイベントやってるところの表彰になんの対象になるんであれば、これはきっとみんな知らないと思うので、そういうところにお知らせできれば良いのかと思います。

池邊会長)

そうですね、ぜひそういうものは一過性であっても、大賞が無理であっても奨励賞とかに入る可能性もありますし、やはりそういうところのが出てくると、うちの地域もああいうふうにやろうよっていうふうになる、商店街でも住宅地でもあると思いますので、今の場合だとこれの真似はなかなかできないってようなものが大賞になっているので、逆にこういうものだったら私たちのところでもできるよねってような事例がもう少し出てきてもういいのかなと思います。

他よろしゅうございますか。事務局もよろしゅうございますか。

それでは以上をもちまして、令和 7 年度第 1 回松戸市景観審議会を閉会いたします。皆様に当たりましては、本日、9 時半から、ご出席賜りまして本当にありがとうございます。では事務局をお願いします。

事務局 菊地補佐)

池邊会長、議事の進行につきまして、ありがとうございました。

次回、令和 7 年度第 2 回審議会の開催時期は、「8 月下旬」を予定しております。詳細につきましては、改めてご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、景観審議会委員及び景観アドバイザーの任期につきまして、令和 7 年 5 月 31 日をもって満了を迎えられるところでございますが、皆様継続していただけるとのご意向をお伺いしているところで、誠にありがとうございます。今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

事務手続といたしまして、会議終了後に承諾書の記載をお願いしたく存じます。なお、任期更新に伴う委嘱状につきましては、今回は皆様ご継続ということもございまして、事務の簡素化から委嘱式は執り行わず、後日郵送にて送付させていただきます。

連絡事項は、以上となります。

本日、審議委員の皆様には、ご多忙の中、貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございました。